

## **【事案 I - 3】 契約無効請求**

・ 2021 年 6 月 16 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

申立人は、終身共済から医療共済に契約の乗換をしたところ、割戻金については留保されていると思っていたが、乗換後の医療共済の共済掛金に充当されていることが判明した。そのため、申立人が希望する契約となっていなかったこと、また、中途解約時の返戻金についての適切な説明がされていなかったことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は 2019 年 10 月契約の医療共済契約の締結を無効として乗換充当した割戻金 340,028 円及び 2019 年 10 月から支払っている共済掛金の返還を行え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

(1) 申立人は、被申立人に 2019 年 9 月に終身共済の見直しのためプランの作成を依頼し、説明を受けたが、割戻金を受け取ってしまうと共済掛金が安くなると聞き、その時点では割戻金は受け取らず乗換プランの契約を行った。

(2) 申立人は同年 10 月に被申立人に再度電話して尋ねたところ、割戻金は 80 歳までの共済掛金の一部として充当されているので返還されないと説明を受けた。

この際、もし途中で解約や死亡してしまった場合、未到達期間の支払済み共済掛金は返還されるのかと確認したところ、未経過分は返還されると説明を受けた。ところが、2020 年 5 月に医療共済の解約を申し入れると、掛け捨てなので返金されないとのことであった。

(3) この内容は契約時に説明されたのか、と質問したところ、被申立人は「説明していない。知っていて選択したと思った。」との回答であった。

(4) 契約時の割戻金に関する内容の説明不足は、共済契約上の重要事項の説明が行われていないため、契約は無効である。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

申立人は、乗換契約後の医療共済契約を解約した場合に共済掛金が返金されないこ

とが不服であり、重要事項の説明が行われていないため契約が無効であるとして2つの理由を挙げており、それぞれに即して答弁する。

(1) 申立ての理由(2)について

- ① 申立人は「被申立人に確認した内容と違ってしまった」と主張するが、被申立人は、「解約時に返金がされない。」ことを説明していること、医療共済には解約返戻金は無い為、被申立人の担当者から返金があると説明することはない。
- ② なお、申立人は「10月に被申立人に割戻金について再度電話して尋ねたところ、割戻金は共済掛金に充当されているので返還されないと説明を受けた。」と主張するが、被申立人に契約者である申立人からの電話による問合せは、これまでなく、問合せの電話は申立人の家族からのみである。

(2) 申立ての理由(4)について

- ① 申立人は、2020年5月の話で、申立人が被申立人担当者に対し「終身共済の割戻金が80歳までの医療共済の掛け捨ての共済掛金に全額充てられ、途中で死亡、乗換の際、この充当された割戻金の未到達部分は無駄になるという説明は受けていない。」との主張である。しかし、このことは、契約の締結にあたり説明しており、契約時の配布書類での説明と、意向確認による疑問点が無いかを確認の上、申立人から署名を受けている。
- ② 被申立人は、申立人から「保障見直しの時点から契約の締結時までの医療保障の継続と共済掛金の引き下げの要望」に沿った提案をしており、契約前から契約締結時まで、申立人から解約や死亡時の質問は受けていなかったが、乗換契約で積立金を下取りして解約返戻金は無い契約であることを説明して申立人と契約を締結しているため、申立人の主張は誤っている。

## <裁定の概要>

本件について裁定を行うためには、当事者の主張が対立している争点(①被申立人が契約締結時等にどのような資料やツール等を使い、契約内容等についてどのように説明したか、②申立人は被申立人に対し、どのように契約の希望を伝えたか、また、被申立人には実際にどのように伝わったか、③申立人の本件契約(乗換制度)に対する理解はどの程度あったか等)について認定を行う必要がある。

しかしながら、これまでの両当事者の陳述等の内容に鑑みると、訴訟手続とは異なり、証人尋問を行えない等、事実解明の手段に限界のある裁判外紛争解決機関である当審議会においては、争点について適切な事実認定を行うことは著しく困難である。

したがって、裁定手続規則第16条(裁定審議を行わない場合)第十号「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、その性質上、裁定を継続することは適当でないと判断し、裁定打ち切りとした。